

みんな大事なひとり

市民と人権 2021

広島市人権啓発ポスター（令和3年度） 協力：広島市立基町高等学校書道部

傷つけ
励ますのも
あなたの言葉

特集1 多様化する外国人住民の現状と理解に向けて……P1～P2

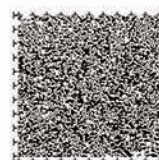
特集2 性的マイノリティの現在
～よりよい職場対応に向けて～ ……P3～P4

様々な人権課題 ……P5～P6

広島市パートナーシップ宣誓制度 ……P7

人権に関する各種相談窓口 ……P7

広島市



音声コード Uni-Voice

特集1

多様化する外国人住民の現状と理解に向けて

近年、広島市に在住する外国人住民の構成は多様化し、その抱える問題も複雑化しています。

令和3年3月29日に開催した市民向けの人権啓発講座では、外国人住民が抱えている問題や私たち一人一人にできることについて学びました。

外国人住民の抱える問題

外国人が日本に在留するには、在留資格が必要となります。

在留資格とは、外国人が入国・在留して行うことができる活動等を類型化したもので、定住、技能実習、技術・人文知識・国際業務等があります。

その資格によって置かれる立場やできることが違うことから、在留資格ごとに抱える問題も異なります。ここでは資格とその問題についていくつかご紹介します。

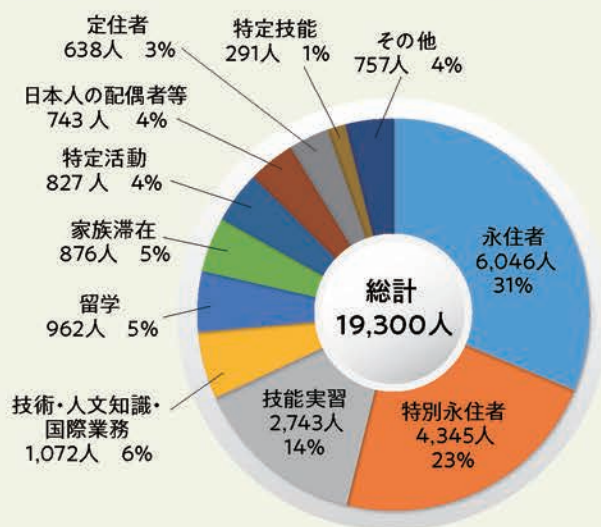


●定住者

法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者のことで、次のような人々があります。

- ・中国残留邦人…第二次世界大戦前に中国の東北地区等に住んでいたが、戦後、幼くして肉親と離別し身元を知らないまま成長したり、生活手段を失い中国に留まったりして中国で生活してきた人々。昭和47年の日中国交正常化以降、家族とともに日本に永住帰国しています。言葉の壁や孤立、高齢化等の問題を抱えています。
- ・日系人………外国に移住し、その国籍などを取得した日本人とその子孫の人々。就労に制限はありませんが、コロナ禍での解雇、言葉の壁等の問題を抱えています。
- ・難民………政治的な迫害のほか、武力紛争や人権侵害などのために、他国に逃れた人々。難民申請される方はごく僅かで、就労できないことによる生活苦等の問題を抱えています。

広島市外国人住民の構成比（在留資格別）令和3年9月末時点

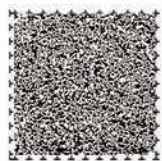


●技能実習

国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJT（職場での実務訓練）を通じて技能等を移転する制度で、平成5年に創設されました。

令和3年9月末現在の広島市における技能実習生数は2,743人となっています。

技能実習生が就労している産業は建設関係や食品製造関係等幅広く、広島県では、自動車関係や牡蠣打ち等に従事している方が多いと言われています。



音声コード Uni-Voice

講師:岩下 康子 さん

広島文教大学人間科学部准教授
地球市民共育塾ひろしま理事
スクラムユニオン・ひろしま執行委員

○講師プロフィール○

横浜国立大学を卒業後、青年海外協力隊としてマーシャル諸島共和国で活動。帰国後に留学し、アメリカのアラバマ大大学院を修了しMBAを取得。在米中にマーケティング会社に勤務。2014年から現職。専門は異文化理解、多文化共生、外国人労働者問題等の移民問題。



技能実習生は次のような問題を抱えています。

・帰国困難、就労困難

コロナ禍により解雇され、航空便の激減等で帰国が困難な人や再就職先が見つからず就労できない人が増加しており、給与の6割程度の休業補償での生活を余儀なくされている人も多くいます。

・失踪

長時間労働や賃金の不払、低賃金等が原因で令和元年に失踪者が全国で8,000人を超えています。
また、失踪者を雇う事業所があることも問題となっています。

・妊娠出産

言葉の壁（日本語が分からないため、病院を受診しづらい等）と受入先企業の壁（妊娠が発覚すれば帰国しなければならなくなる場合がある）という問題を抱えています。



●技術・人文知識・国際業務

大学卒業以上の学歴又は業務経験が「国際業務」3年以上、「技術」・「人文知識」は10年以上あり、その専門性と職務が合致している人々。

コロナ禍での収入の減少や解雇等の問題を抱えています。



私たちにできること

このように、外国人住民が抱えている問題は在留資格によって異なるため、在留資格を把握することによってその人たちが抱えている問題がみえてきます。

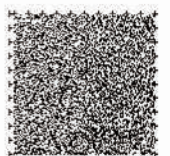
外国人とコミュニケーションをとったことがなければ最初は不安に思うかもしれませんが、外国人住民は、日本で私たちと一緒に暮らす仲間です。

また、友達になること、地域で受け入れることが外国人住民を助けることにつながっていきます。積極的にコミュニケーションをとって、日本人も外国人も幸せを感じられる住みやすい日本にしていきたいと思います。



ヘイトスピーチ、許さない。

特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとしたりするなどの一方的な内容の言動が一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。平成28年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（略称：ヘイトスピーチ解消法）」が施行されました。国籍、人種、民族等を理由として差別意識を助長し、又は誘発する目的で行われる排他的言動は人々に悲しみや恐怖、絶望感などを抱かせるものであり、決してあってはならないものです。



音声コード Uni-Voice

性的マイノリティの現在 ～よりよい職場対応に向けて～

LGBTなどの性的マイノリティへの関心が高まる一方、当事者が社会において直面する困難などについてはまだ知られていないことも多くあります。

令和3年3月24日に開催した企業向けの人権啓発講座では、性的マイノリティへの理解を深め、働きやすい職場環境を作るため、性的マイノリティについての基本的な知識や職場でできる対応について学びました。

性的マイノリティとは

性的マイノリティとは、LGBT（L:レズビアン、G:ゲイ、B:バイセクシュアル、T:トランスジェンダー）を含む性的少数者のことをいいます。

性には「性別（戸籍・身体）」、「性的指向（好きになる対象の性）」、「性自認（心の性）」、「性表現（服装や言葉づかいなど）」の4つの要素があります。そのうち「性的指向=Sexual Orientation」、「性自認=Gender Identity」をあわせてSOGI（ソジ）と表現することがあります。だれを好きになるか、自分の性をどう認識するかはその人の自由であり、すべての人が有する人権です。

また、電通ダイバーシティ・ラボが令和2年に行ったインターネット調査では、調査対象者の8.9%が性的マイノリティであると発表されました。

レズビアン ……女性同性愛者
ゲイ ……男性同性愛者
バイセクシュアル ……両性愛者
トランスジェンダー ……身体の性と心の性（性自認）が異なる人



性の多様性のシンボル「レインボーフラッグ」

性的マイノリティが直面する孤立の問題

多くの学校や職場、地域社会では、性的マイノリティに対する理解が進んでいるとはいえません。性的マイノリティの方々は偏見や差別のため、様々な孤立の問題に直面しています。

●感情的孤立

家族や友人などの人間関係から切り離されていると感じ、自分のセクシュアリティ（「性的指向」）やジェンダー（「性自認」）を受け入れてもらえないのではないかと不安を抱きます。その結果、家族や友人との間でのコミュニケーションが不足してしまいます。

また、当事者だけでなく、カミングアウト（※）を受けた家族も孤立します。特に家族内で知っている人と知らない人がいる場合には、家族問題に発展する可能性もあります。



※カミングアウトとは、自分が性的マイノリティであることを自分の意志で他の人に伝えることです。

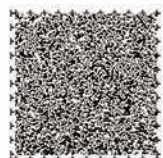
また、本人の許可なくその人の性的指向や性自認を第三者に暴露する行為をアウティングと言います。アウティングは、重大な人権侵害で決して許されない行為です。

●社会的孤立

性的マイノリティ同士が会えることは、困難な状況です。①実際に会える場が物理的に少ない、②自分のセクシュアリティやジェンダーを否定的にとらえていることで、他の性的マイノリティとの出会いを避けようとする、③出会っても相手に自分の情報を伝えることが難しいなどの理由から、社会的なつながりを持つことが難しくなり、コミュニティの形成が困難となります。

●認識的孤立

性的マイノリティの方々がセクシュアリティやジェンダーに関する正しい情報を得ることは難しく、否定的な情報に傷ついてしまったり、間違った情報を信じきってしまったりします。



音声コード Uni-Voice



講師:河川 和也 さん

広島修道大学人文学部教授

○講師プロフィール○

社会学を専攻し、主にゲイ・スタディーズ、クィア・スタディーズの領域で、性的マイノリティに対する社会意識と政策の研究、地方都市で生活するLGBTに関する研究を行っている。近年は、教育関係者、行政関係者、企業関係者等に対して、LGBT対応関連の講演活動も実施している。



SOGIハラスメントの事例

性的マイノリティの方々が差別的言動であると受け止めていても周りの人はそれほど差別的言動と考えていないことが多くあります。このため、無意識のうちに傷つけたり、差別していたりということがあります。

差別的言動には以下のような事例があります。

- 「ゲイなんでしょ」と同僚たちからしつこく聞かれる。
- 中性的なしぐさや外見を同僚から、からかわれる。
- 「あいつゲイらしいよ」と職場で噂される。

出典:「SOGIハラスメントの事例」令和2年8月23日中国新聞



※LGBTに関する相談をエソール広島で受け付けています。詳しくは7ページの「LGBT相談」をご覧ください。

職場でできる性的マイノリティに対応した取組例

●トイレの対応

誰でも利用できるトイレを男女別トイレ入口付近に配置する。

※トランスジェンダーの方々の多くは、「戸籍・身体」の性別のトイレを使用しており、ストレスを感じています。

また、トランスジェンダー女性(出生時の身体の性が男性)が男性トイレを使用することで、ハラスメントや性暴力にさらされる危険があります。

ALL GENDER
RESTROOM



●更衣室の対応

・個室の更衣室を設ける。(余った会議室、倉庫などを改装するなど)

・男女分けされた更衣室の中に、カーテンで仕切られた着替えスペースをいくつか設ける。



●シャワールーム・浴室の対応

・1人しか入れない扉付のシャワースペースを設ける。

・共同浴場などのシャワースペースに不透明な浴室用カーテンを付ける。

・共同浴場の場合、使用する時間帯を分ける。

※更衣室・シャワールーム・浴室の対応は、トランスジェンダーであるかないかを問わず、身体に傷や手術痕がある、単純に恥ずかしいなどの理由から他の人の前で着替えたくない人のニーズを満たすことにもなります。

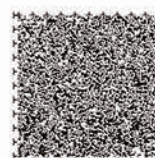


●仮眠室や宿泊行事の対応

・パーテーションやリクライニングチェアを導入し、雑魚寝状態を解消する。

※実際に仮眠室が完備されている職場では、問題に直面している当事者の状況をきちんと理解した上で、利用者の間で妥当な解決策を模索することが大切です。

その他、性的マイノリティに関する研修会等を行い、社員一人一人の意識を変えていくことが大切です。



音声コード Uni-Voice

様々な人権課題

新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・医療従事者・エッセンシャルワーカーとその家族、濃厚接触者、海外から帰国した人、我が国に居住する外国人、ワクチンを接種していない人などに対する差別や偏見や、こうした人々のプライバシーをインターネット上で公表するような行動が問題となっています。このようなことは決して許されるものではありません。

不確かな情報や誤った認識からの言動が人権侵害につながることを防ぐ、公的機関の提供する正しい知識と情報をもとに考えて行動することが大切です。

新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見の例

◆感染者とその家族への差別や偏見

- ・〇〇さん職場復帰したけど後遺症があるみたい。まだうつるかも。近寄らないようにしましょう。
- ・ネットで見たけど、〇〇君のお父さん感染したみたい。いい迷惑だわ。 等
- ➡ウイルスは気を付けても誰でも感染する可能性があります。相手の立場に立って、正しい知識をもとに、感染者とその家族に思いやりを持って接しましょう。

◆医療従事者・エッセンシャルワーカーとその家族への差別や偏見

- ・あなたの家族に病院で働いている人がいるんだよね。悪いけどしばらく出社は控えてほしい。
- ・配送業者の子どもは学校に来ないで。 等
- ➡医療従事者・エッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持って接し、むしろエールを送りましょう。

◆思い込み、過剰な反応による差別や偏見

- ・せきはぜんそくのせいだって言うけど、絶対コロナに決まっている。休めばいいのに。
- ・県外ナンバーの方は、一切、この施設のご利用をお控えください。 等
- ➡思い込みを避けて正しい情報を確認し、科学的根拠の乏しい過剰な反応は控え、冷静に行動するようにしましょう。

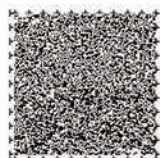
◆ワクチン未接種者への差別や偏見

- ・ワクチンを接種していない人は今度の部活の合宿には参加させない。
- ・ワクチンを接種しないなら解雇するぞ。 等
- ➡ワクチンの接種は強制ではなく、あくまで本人の意思により接種を受けるものであること、また、医学的な事由により接種を受けられない人もいることを念頭に置いて、接種について細やかな配慮を行いましょう。

部落差別(同和問題)

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、今なお、日常生活の上で様々な差別を受けるなどしている、我が国固有の重大な人権問題です。結婚・就職などにおける差別や、インターネット上で不当な差別的扱いを助長・誘発する目的で特定の地域を同和地区であると指摘するなどの事案が発生しています。このような状況のなか、平成28年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

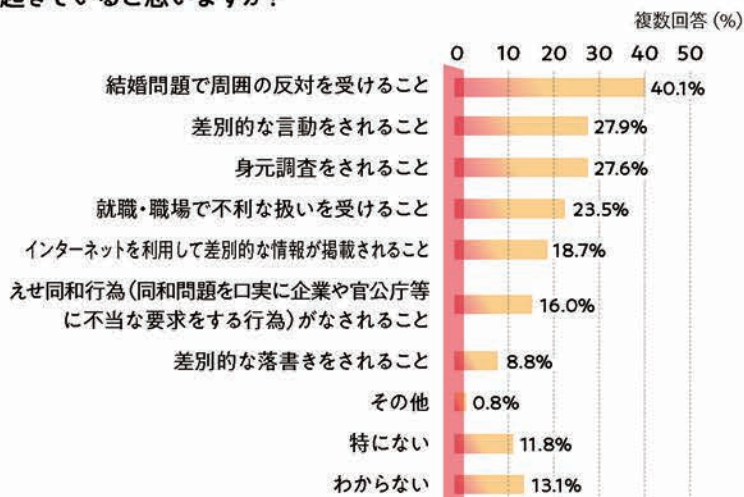
私たち一人一人が、部落差別(同和問題)を正しく理解し、「差別をしない、差別を許さない」という認識をもって行動することが大切です。



音声コード Uni-Voice

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

部落差別等の同和問題に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか？



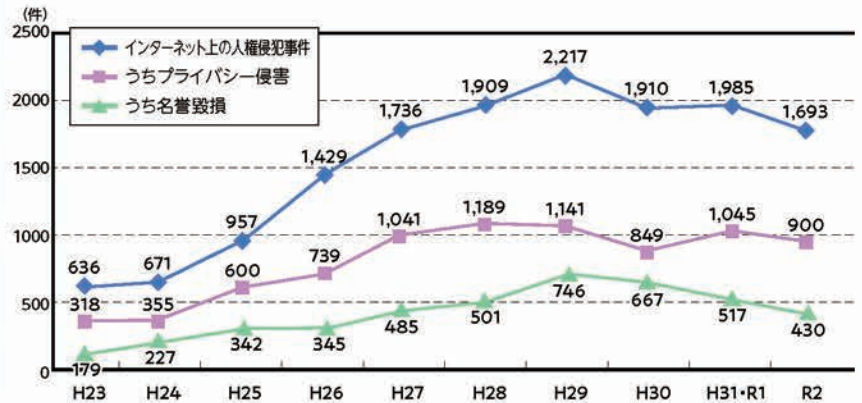
インターネットによる人権侵害

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。

インターネットを利用する際のルールやマナーを正しく理解し、インターネットを悪用することなくお互いの人権を尊重した行動をとるようにしましょう。



インターネットを利用した人権侵犯事件の推移

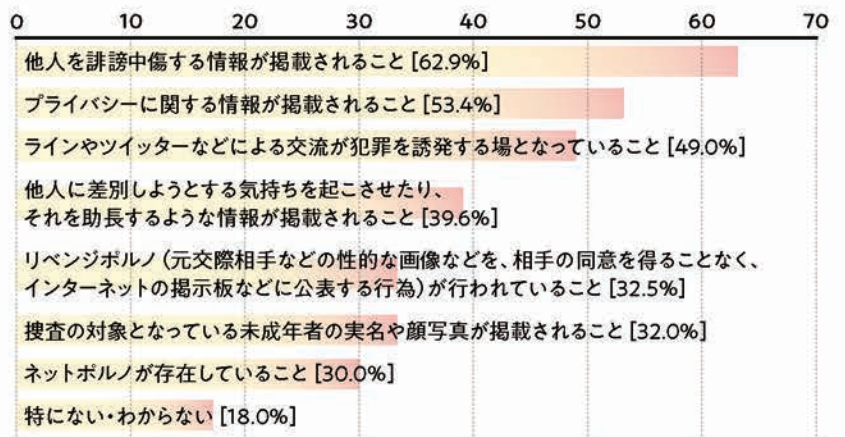


出典:「インターネットを利用した人権侵犯事件の推移(グラフ)」法務省人権擁護局

内閣府「人権擁護に関する世論調査」(平成29年10月調査)から

インターネットによる人権侵害に関し、現在、どのような問題が起きていていると思いますか?

複数回答(%)



その他の人権課題

このほか、法務省では、以下の項目についても「啓発活動強調事項」として定め、問題の解決に向け取り組むこととされています。

- 女性の人権を守ろう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者の人権を守ろう
- 障害を理由とする偏見や差別をなくそう
- アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう
- ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう
- 刑を終えて出所した人に対する偏見や差別をなくそう
- 犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ホームレスに対する偏見や差別をなくそう
- 人身取引をなくそう
- 東日本大震災に起因する偏見や差別をなくそう



音声コード Uni-Voice

広島市パートナーシップ宣誓制度

※令和3年1月に開始しました。

「広島市パートナーシップ宣誓制度」は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常の生活において相互に協力し合うことを約束した関係であるという宣誓書を広島市に提出し、広島市がそれを受け取った証として、受領証と受領カードをお二人に交付するものです。

この制度に法的効力はありませんが、その関係を行政が認知することによって、性的マイノリティに関する社会的理解を促進するとともに、性的マイノリティの方々が安心感を持って生活できる社会が実現することを期待しています。

宣誓の要件や宣誓方法等、詳しくは広島市ホームページまたは右記のQRコードを読み込んでご覧ください。



人権に関する各種相談窓口

※相談は無料で、秘密は守ります。

■全国の法務局・地方法務局等が開設している相談窓口

みんなの人権110番

 **0570-003-110**

※一部のIP電話等からはご利用できない場合があります。
受付時間 平日8:30~17:15

女性の人権ホットライン

 **0570-070-810**

※IP電話からは接続できません。
受付時間 平日8:30~17:15

子どもの人権110番

 **0120-007-110**

※一部のIP電話からは接続できません。
受付時間 平日8:30~17:15

インターネット人権相談受付窓口



←QRコードをバーコードリーダーで
読み込んで接続してください。
受付時間 24時間

Foreign-language Human Rights Hotline (外国語人権相談ダイヤル)

 **0570-090-911**

(Weekdays 9:00~17:00)

対応言語 English (英語) Chinese (中国語)
Korean (韓国語) Filipino (フィリピン語)
Portuguese (ポルトガル語)
Vietnamese (ベトナム語) Nepali (ネパール語)
Spanish (スペイン語)
Indonesian (インドネシア語) Thai (タイ語)

広島市・安芸郡外国人相談窓口

生活全般の相談、行政機関等への同行または電話による通訳
対応言語: 中国語、スペイン語、ポルトガル語、ベトナム語、
英語 (月曜日~金曜日)、フィリピン語 (金曜日)

電話番号 082-241-5010 受付時間 平日9:00~16:00
場 所 広島国際会議場3階 (広島市中区中島町1-5)

LGBT相談(エソール広島相談事業)

電話番号 **082-207-3130**

受付時間 毎週土曜日(祝日・年末年始を除く)
10:00~16:00

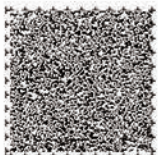
■人権擁護委員による人権相談

各区役所で人権擁護委員による人権相談を受け付けています。

相談時間 13:00~16:00(1人30分)

相談方法 相談日当日の8:30から電話で予約を受け付けます。(先着6人)
予約に空きがある場合は、電話での相談も可能です。

※相談日が祝日、8月6日、8月13日~16日、12月28日~1月4日にあたる場合は相談がありません。



音声コード Uni-Voice

行政資料登録番号 広G9-2021-354
主管課 広島市市民局人権啓発部
人権啓発課 TEL 082-504-2165

(この冊子は法務省人権啓発活動地方委託事業で
製作しています)

相談場所	相談日	電話番号(直通)
中区役所区政調整課	毎月第2水曜日	082-504-2543
東区役所区政調整課	毎月第3水曜日	082-568-7703
南区役所区政調整課	毎月第1水曜日	082-250-8933
西区役所区政調整課	毎月第3木曜日	082-532-0925
安佐南区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-831-4925
安佐北区役所区政調整課	毎月第4木曜日	082-819-3903
安芸区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-821-4903
佐伯区役所区政調整課	毎月第2木曜日	082-943-9706